

7/9 (土)
13:30
~16:30

福島原発事故から5年 被害者の救済を求めて

伝えたい 原発事故
伝えたい 避難すること
伝えたい その現実…あなたに
そしてともに学びたい
チェルノブイリ原発事故で
被災者はどう守られたか

原発事故被害者の救済を求める全国運動★関西集会

■【特別報告】「チェルノブイリ法」～原発事故5年後の約束～

尾松亮さん(『3.11とチェルノブイリ法 再建への知恵を受け継ぐ』著者)

■避難者からのメッセージ

福島敦子さん 森松明希子さん 菅野みずえさん

■福島原発事故被害者の救済に向けて ～棄民政策をゆるさない～

除本理史さん(大阪市立大学教授)

満田夏花さん(国際環境 NGO FoE Japan 理事)

司会 守田敏也さん 宇野朗子さん

会場：阿倍野市民学習センター 講堂
(大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1-300 あべのベルタ3階)

資料代：500円 *申し込みは不要です

定員：150名 *お子様連れ歓迎♪

連絡先：集会について→311yuinet@gmail.com
全国運動について→ 国際環境 NGO FoE Japan

Tel: 03-6909-5983

〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9

主催：「原発事故被害者の救済を求める全国運動」関西集会実行委員会

<http://act48.jp/> (裏面にQRコード)





Profile

●尾松 亮(おまつ・りょう)

ロシア社会制度研究者。東京大学大学院人文社会系研究科修士課程修了。平成16～19年、文部科学省長期留学生派遣制度により、モスクワ国立大学に留学。通信社、民間シンクタンクに勤務。チェルノブイリ被災者保護制度の紹介と政策提言に取り組む。2012年には政府のワーキングチームで「子ども・被災者支援法」の策定に向けた作業に参加。著書に『3.11とチェルノブイリ法』(2016年3月東洋書店新社)、共著に『原発事故国家はどう責任を負ったか:ウクライナとチェルノブイリ法』(2016年3月)がある。

●福島敦子(ふくしま・あつこ)

2011年3月12日 福島原発事故により、福島県南相馬市から避難する。川俣町、福島市と避難し、4月2日に娘2人と京都府木津川市へと避難する。同年6月より、原発事故からの避難者として、講演会などで語り部を開始する。すべては、福島の実状から見た展望の構築を図るため。現在、大飯原発差止京都訴訟世話人、原発賠償京都訴訟共同代表を務める。

●森松明希子(もりまつ・あきこ)

福島県郡山市から大阪市に2児を連れて母子避難。原発賠償関西訴訟原告団代表。「放射線被ばくの恐怖から免れ健康を享受する権利」は人の命と健康に関わる普遍的で全ての人に等しく与えられるべき基本的人権だと主張し、原子力災害のあらゆる被害に対して恒久的救済を求める。東日本大震災避難者の会 Thanks&Dream代表。著書に、「母子避難、心のきせき」(かもがわ出版)。

●除本理史(よけもと・まさふみ)

1971年生まれ。大阪市立大学大学院経営学研究科教授。日本環境会議(JEC)事務局次長。専門は環境政策論、環境経済学。公害・環境被害の補償と被害地域の再生などを研究。震災後は、公害問題の教訓を踏まえ、福島原発事故の賠償や復興政策について調査研究を進めている。著書に、『原発賠償を問う』、『公害から福島を考える』(ともに岩波書店)、『原発災害はなぜ不均等な復興をもたらすのか』(共編著、ミネルヴァ書房)、などがある。

●菅野みずえ(かんの・みずえ)

福島県浪江町に住んでいたが原発事故で家族と県外避難。これまで生活保護施設、知的障がい者の生活施設、ガイドヘルパー、町虐待防止条例作り、障害者就労支援など福祉の現場で35年働く。今は、浪江の暮らしと同じように日々野菜作りをしている。原発賠償関西訴訟原告。

●満田夏花(みつた・かんな)

FoE Japan理事、2009年よりFoE Japanにて、森林問題、国際金融と開発問題に取り組む。3.11原発震災以降は、20mSv基準撤回、避難の権利確立のための運動、脱原発・エネルギーシフトの実現に向けた各種活動に従事。

●守田敏也(もりた・としや)

1959年生まれ。京都市在住。フリーライター。原子力政策に関する研究・批判活動を続け、福島原発事故以降は被曝地を度々訪問。各地で放射線防護の講演を行っている。2012年より兵庫県篠山市原子力災害対策検討委員会委員。ブログ「明日に向けて」で情報を発信。著書に、物理学者矢ヶ崎克馬氏との共著『内部被曝』(岩波ブックレット)、『原発からの命の守り方』(海象社)がある。

●宇野朗子(うの・さえこ)

福島市より避難、福岡での母子避難を経て、京都府木津川市在住。原発事故被害者の救済を求める全国運動共同代表。核災害の継代的影響に特に関心を寄せ、被害者救済と被害拡大防止を訴える。昨年10月、「『避難の権利』を求める全国避難者の会」を設立。著書に『目を凝らしましょう。見えない放射能に。』(クレヨンハウス)、共著に『女たちの福島原発事故』(梨の木舎)など。



Organizer

「原発事故被害者の救済を求める全国運動」は、原発事故の過酷な現実に苦しむ被害者に寄り添い、支援法の理念を実現し、原発事故被害者の権利を確立するため、ひとり一人の市民がともにつながっていく運動として、2013年8月26日にスタートしました。

これまで、2つの請願署名で計328,622筆を国会へ提出し、各地での集会、周知活動を行いました。現在、①区域外避難者住宅無償提供打ち切り撤回、②避難区域指定の早期解除と賠償打ち切りの撤回、③健診拡充と医療費減免を求める3回目の請願署名のご協力を呼びかけています。

原発事故被害者の救済を求める全国運動 第三期 請願署名

原発事故被害者に「健康に生きる権利」を

生きる権利を! 賠償打ち切り・帰還の強要に反対します

署名用紙は3頁目です。ぜひ本署名を広めてください。

Q 原発事故の避難者の住宅支援はどうなるの?

A 避難指示区域外の避難者の無償住宅供与は2017年3月で打ち切られます。

現在、避難者の多くは災害救助法に基づく借り上げ住宅制度(みなし仮設住宅)を利用しています。これは避難者に対して避難先の自治体が、公営住宅を提供したり、民間の賃貸住宅を借り上げて提供するという制度。そのための費用は、最終的には、大部分が国に、そして一部は避難元の自治体負担します。福島県の調査によれば、借り上げ住宅制度を利用している避難者は全体の59.2%に上り、多くの人が入居期間延長を希望しています。

ところが、国と福島県は、政府指示区域以外の避難者に対して、この支援を2017年3月で終了させる方針を打ち出しました。母子家庭や、二重生活を強いられ経済的に苦しむ家庭にとっては、経済的な圧力で帰還を強いられることになりません。

だから! 1 原発事故避難者の無償住宅支援の継続を求めます。

Q 原発事故避難者の置かれている状況は?

A 避難指示が2017年3月までほとんど解除され、賠償も2018年3月で一律で打ち切られます。

2015年6月12日、政府は「居住制限区域」(23,000人)、「避難指示解除準備区域」(31,800人)を、遅くとも2017年3月までに解除する方針を決定しました。対象地区の住民への賠償料の支払いは2018年3月で一律終了する方針です。しかし、避難区域の多くの住民が「戻らない」「まだ判断がつかない」としています。

住民が戻りたくないとしている理由は、福島第一原発の安全性への不安、放射線への不安、医療環境、生活環境、家屋の荒廃、若い世代が帰ってこないなどさまざまです。

政府は、解除の要件として、①空間線量率で推定された9年間の累積線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②生活インフラが復旧していること、③県、市町村、住民との十分な協議——をあげています。④に関しては、ICRP(国際放射線防護委員会)による勧告、また、原子力規制庁など日本の国内法令による公衆の年間線量限度は1ミリシーベルト、放射線管理区域は5ミリシーベルト程度であること、土壌汚染レベルを定めておくべきではないことなどから、年20ミリシーベルトを避難・帰還の基準とすることは内外から多くの批判の声があがっています。④に関しては、一方的な説明が行われているだけで、反対意見がどんなに多くてもきき取られていない状況です。

住民意向調査の結果

項目	戻らない	まだ判断がつかない	戻る	帰還
道江町(2016年)	57.6	24.6	16.4	1.4
大原町(2016年)	51.3	27.9	15.7	4.1
大原町(2016年)	51.3	25.9	17.9	2.9
政府(2016年)	11.9	30.7	49.4	8.0

注: ①=2016年10月1日現在、②=2016年10月1日現在、③=2016年10月1日現在

解説つき署名用紙はこちらから

ダウンロードできます→

<http://act48.jp>



Donation

※みなさまのご寄付が、「原発事故被害者の救済を求める全国運動」を支えます。ぜひご協力をお願いいたします!

【銀行名】 ゆうちょ銀行
 【口座名義】 原発被害者救済全国運動
 (ゲンバツヒガイシキョウサイゼンコンドウウ)
 【店名】 〇一八(ゼロイチハチ)
 【店番号】 018【預金種目】普通預金
 【口座番号】 7857978

(郵便局から)

郵便振替口: 10140-78579781

口座名: 原発被害者救済全国運動